

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

規 則

○事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

（市町村課）

一

○申請等の受理の特例に関する条例に基づき市町村が受理する申請等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

（同）

一

告 示

○特定非営利活動法人の設立の認証申請

（NPO活動促進室）

一

○有害図書類の指定

（青少年課）

二

○土地区画整理組合の事業計画変更の認可

（都市計画課）

二

○土地区画整理事業の換地処分の届出

（同）

二

公 告

○開発行為に関する工事の完了（二件）

（建築宅地課）

二

正 誤

○宮城県公報平成二〇年号外第四七号中

三

規 則

事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六号

事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正

す る 規 則

事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成十二年宮城県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表十二の項イ中、「第四条第二項」を、「第四条第三項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

申請等の受理の特例に関する条例に基づき市町村が受理する申請等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七号

申請等の受理の特例に関する条例に基づき市町村が受理する申請等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

申請等の受理の特例に関する条例に基づき市町村が受理する申請等の範囲を定める規則（平成十二年宮城県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の表三の項(イ)中、「第四条」を、「第四条第一項及び第二項」に、「申請」を、「申請等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○宮城県告示第四百四十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十一年二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 森は海の恋人

一 代表者の氏名 畠山 重篤

二 主たる事務所の所在地 気仙沼市唐桑町西舞根百三十三番地一

三 定款に記載された目的 この法人は、三陸牡蠣養殖の主要地である気仙沼湾とそこに注ぐ二級

河川である大川を舞台とし、「森は海の恋人」の理念のもとに、森・川・海の流域全体を一つの共同体としてとらえ、豊饒な海の恵みを将来に渡って多くの人々が享受できるように、森づくり・環境教育・自然環境保全に関する三つの事業を国内外の団体と協力しながら行い、人と自然が調和した豊かな社会の構築に寄与することを目的とする。

平成二十一年二月九日

四 申請のあった年月日

○宮城県告示第百四十七号

青少年健全育成条例（昭和三十五年宮城県条例第十三号）第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

平成二十一年二月二十日

一 指定図書類

番号	種類	図書類の名称	発行所
一	雑誌	特選恋愛ファイル ㊟ナイシヨ恋愛 50524・43	株芳文社
二	雑誌	BOY'Sピアス 3月号 18161・03	株ジュネット
三	雑誌	危険な愛体験 Special 3月号 02971・03	バナジー出版株
四	雑誌	コミックアムール 3月号 03801・03	株サン出版
五	雑誌	ラブキス 3月号 19147・03	株笠倉出版
六	雑誌	COMACHI vol.5 12956・02	株ジーオーティー
七	雑誌	べっぴんDMM No.2 17939・10	株ジーオーティー
八	雑誌	COMIC快楽天 3月号 13877・3	株ワニマガジン社
九	雑誌	エロカッコー Max vol.14 16496・03	株メディアボーイ

二 指定理由

図書類の内容が、著しく性的感情を刺激するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第百四十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十一年二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

松島町東磯崎土地区画整理組合

二 事務所所在地

宮城県松島町高城字元釜家二番地四

三 設立認可の年月日

平成九年三月三日

四 変更認可の年月日

平成二十一年二月十六日

○宮城県告示第百四十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、次の土地区画整理事業の換地処分について届出があった。

平成二十一年二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 土地区画整理事業の名称
- 富谷町大清水土地区画整理事業
- 二 施行者の名称
- 富谷町大清水土地区画整理組合
- 三 事務所所在地
- 黒川郡富谷町富谷字大清水上三十五番地の五十三
- 四 換地処分の年月日
- 平成二十一年一月五日

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十一年二月二十日

<p>一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>東松島市赤井字七反谷地四百二十七番六十三、四百二十七番六十四、四百三十一番三及び四百三十三番一</p> <p>東松島市赤井字七反谷地四百三十番地</p> <p>清水 仁</p>	<p>二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）</p> <p>○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。</p> <p>平成二十一年二月二十日</p> <p>一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>東松島市大塩字三ツ谷七番一</p> <p>東松島市大塩字鳥の巣二番地一</p> <p>土井 清利</p>	<p>正 誤</p>	<p>○宮城県公報平成二〇年号外第四七号（平成二十年十月二十三日付け）中</p> <table border="0"> <tr> <td>ページ</td> <td>段</td> <td>行</td> <td>登録した</td> <td>正</td> <td>登録した。</td> <td>誤</td> </tr> <tr> <td>五</td> <td>下</td> <td>八</td> <td>よつてこの証を交付する</td> <td></td> <td>よつてこの証を交付する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>五</td> <td>下</td> <td>九</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>よつてこの証を交付する。</td> </tr> </table>	ページ	段	行	登録した	正	登録した。	誤	五	下	八	よつてこの証を交付する		よつてこの証を交付する。		五	下	九				よつてこの証を交付する。
ページ	段	行	登録した	正	登録した。	誤																		
五	下	八	よつてこの証を交付する		よつてこの証を交付する。																			
五	下	九				よつてこの証を交付する。																		